○防衛省告示第二十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年省告示第千六十七号秋多都市計画河川事業第一号平井川

三　事業施行期間　自平成二年五月十日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百二十五号八王子都市計画河川事業第三号谷地川

三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十六日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年中部地方整備局告示第百二十三号知多都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道武豊線

三　事業施行期間　自平成二十八年十一月二十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

報告書受領

一月二十二日国と地方の協議の場議長木原稔から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第三回）における協議の概要に関する報告書

議事日程

一月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和八年一月二十三日（金曜日）

午後一時開議

第一　議席の指定

参議院

議事日程

一月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和八年一月二十三日（金曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

報告書受領

一月二十二日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第三回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

内閣

特命全権大使　大矢　洋一

同　鈴木　哲　同　小野村拓志

願に依り本官を免ずる（各通）（一月二十日）

○財務大臣臨時代理解職　上野賢一郎

国務大臣

財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　上野賢一郎

内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上一月二十一日）

国務大臣　林　芳正

デジタル大臣松本尚帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる　林　芳正

同

内閣府特命担当大臣松本尚帰朝につき内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上一月二十二日）

皇室事項

信任状捧呈式

一月二十一日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ウクライナ特命全権大使ユーリ・ルトヴィノフの信任状捧呈式を行われた。

一月二十一日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在大韓民国特命全権大使李赫(リ・ヒョク)の信任状捧呈式を行われた。